



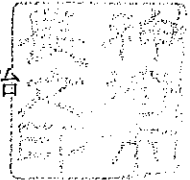
様式第3号（第4条関係）

生環第1-26号  
令和5年4月1日

一般廃棄物処理業許可証

住 所 佐賀県多久市東多久町大字別府1657番地1  
氏 名 有限会社 佐賀資源開発  
代表取締役 山 口 政 治 様

神埼市長 内 川 修 治



神埼市一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第4条の規定により、  
次のとおり許可する。

取扱廃棄物の種類	一般廃棄物（ごみ）
処理業の区分	収集運搬業（積替え及び保管行為を除く。）
処理業の区域	神埼市全域
許可期限	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで
許可条件	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 事業系一般廃棄物に限る。</li><li>2. 裏面の登録車両以外を収集運搬に使用しないこと。</li><li>3. 毎月実績報告書を作成し、翌月の10日までに提出すること。</li><li>4. 許可事項に変更が生じた場合は、10日以内に届け出ること。</li><li>5. 受託事業所において、ごみの分別を徹底するように指導依頼すること。</li><li>6. 関係法令を遵守すること。</li></ol>